

令和5年11月

標準型電子カルテ検討技術作業班 開催要綱

1 開催趣旨

令和5年6月に「医療 DX の推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療 DX 推進本部決定）が取りまとめられ、標準型電子カルテについては標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテの整備を行っていくこととしている。

標準型電子カルテにおける実務的・技術的な検討や具体的な作業を行うため、「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の下に、標準型電子カルテ検討技術作業班（以下「作業班」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 標準型電子カルテシステムの構築に向けた技術的事項
- (2) その他、タスクフォースの検討事項のうち必要な事項

3 運営

- (1) 作業班のテクニカルマネージャーとして、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官及びデジタル庁国民向けサービスグループ次長を置く。
- (2) 班長として、厚生労働省医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）及びデジタル庁統括官付参事官を置く。
- (3) 技術的な検討を行うため、作業班の会議は非公開とする。会議資料及び議事録は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがあると班長が認めた場合には、それらの全部又は一部を公開しないことができる。
- (4) タスクフォースにおいて報告を行うこととする。
- (5) 班長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参集を求めることができる。
- (6) その他、作業班の運営に関し必要なことについては、テクニカルマネージャーと協議の上、班長が定める。

4 庶務

技術作業班の庶務は、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室及びデジタル庁医療班において行う。